

議員発案第 1 号

T P P 交渉に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「T P P 交渉に関する意見書」を提出するものとする。

平成26年3月25日 提出

提 出 者 三条市議会議員 高 坂 登 志 郎

賛 成 者 三条市議会議員 杉 井 旬

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 久 住 久 俊

TPP交渉に関する意見書

TPP交渉については、分野別の中間会合や首席交渉官会合が開かれるなど、交渉が加速化し、早期の妥結が目指されている。

しかし、秘密保持契約を理由に政府から十分な情報が提供されないため、国民の懸念に十分配慮して交渉が行われているのかどうか確認できず、交渉現場ではなし崩しの譲歩を重ね、拙速な合意を迫られるのではないかという不安と不満が高まっている。また、食の安全・安心に係る基準や制度が議論の対象となっているにもかかわらず、一切の情報開示がなされない日米並行協議も同様である。

TPPに関する自由民主党の決議、そしてそれを土台にした衆議院、参議院の両農林水産委員会での決議は、我が国の交渉参加の前提となったものであり、決議の実現は当然のことである。政府は、決議を遵守すべく脱退も辞さないという不退転の覚悟をもって交渉に臨むことを国民に対して明確に約束すべきである。

よって、次の事項について強く要望する。

記

- 1 国権の最高意思決定機関である国会の衆議院、参議院の両農林水産委員会の決議等を遵守すること。
- 2 TPP交渉及び日米並行協議について、国民に対する情報開示の徹底に努め、十分な国民的議論を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月25日

三条市議会議長 熊 倉 均

〔提出先〕

内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 農林水産大臣
経済産業大臣 経済再生担当大臣 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)